



消防法の改正に伴い、住宅用火災警報器の設置義務

～平成18年6月1日施行～

住宅火災による犠牲者を減らすために、消防法が改正され、住宅用火災報知機の設置が義務付けられました。

【設置時期について】(京都市については)
 新築住宅への設置⇒平成18年6月1日～
 既存住宅への設置⇒～平成23年5月31日
 ※集合住宅含む。



例)火災警報器

設置する警報機の種類、対象となる住宅、設置する部屋、取付位置等の詳しいことは、下記ページをご覧ください。

京都市消防局⇒<http://www.city.kyoto.jp/shobo/main.html>

京都市市民防災センター⇒http://web.kyoto-net.or.jp/org/bousai_s/

平成23年6月1日までは、既存住宅も含め設置しなければなりません。

今一度、家主様の物件は、必要な箇所に設置されているか確かめていただき、設置していただくようお願いいたします。

平成23年6月1日以降に火災警報器を設置していなく、
 もし室内で火災が起こり、不設置の問題となれば、
賃貸人(家主様)への責任が問われることとなります。

(罰金は最高1億円になることもあります。)

尚、弊社では、消防設備に携わる業者と提携を致しております。

新設置は勿論、点検業務、保守業務、消防手続きの一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、下記電話番号までお問い合わせ下さい。



リフォーム&原状回復

COM GH コミュニティ

⇒TEL:075-465-4000